

宮城県土木部建設関連業務優秀技術者表彰要領

(目的)

第1 この要領は、宮城県土木部が発注した建設関連業務（以下「建設関連業務」という。）のうち、業務成績が最も優れ、他の模範となる技術者に優秀技術者表彰を行い、広く技術者への啓発を図り、建設関連業務の品質向上及び発展に資することを目的とする。

(表彰の種類)

第2 次に掲げる業務部門ごとに、「建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規定（昭和61年宮城県告示第1243号）」の発注業務の種類に基づき、業務を担当した管理技術者を優秀技術者として表彰する。

測量
建設コンサルタント
地質調査
補償コンサルタント
建築設計

(表彰の対象)

第3 この要領による表彰の対象は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 表彰しようとする年度の前年度に完了した建設関連業務
- (2) 最終契約額（消費税及び地方消費税を含む。）が100万円以上
- (3) 建設関連業務等成績調書（以下「成績調書」という。）の管理技術者評定の総合評定点が85点以上、かつ成績調書の各評価項目の評定点の得点率が8割以上の業務のうち、各業務部門の最高点である業務
- (4) 受注者の所在地は問わない

(欠格事項)

第4 次の各号のいずれか（以下「欠格事項」という。）に該当する場合は、対象としないものとする。

- (1) 成績調書の評価項目の「事故及び不適切な事項等による減点」の評定がある業務
- (2) 成績調書の評価項目の「業務執行に係る過失に伴う減点」の評定がある業務
- (3) 受注者が、宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（令和2年4月1日施行）第3条第1項の規定による指名停止を受けた場合であって、その指名停止の期間が、表彰年度の1年度前から当該年度表彰日までの期間に存する場合
- (4) 受注者が、建設業法又は測量法に基づく営業停止を受けた場合であって、その営業停止の期間が、表彰年度の1年度前から当該年度表彰日までの期間に存する場合
- (5) その他表彰に相応しくない事実が受注者にある場合

(表彰審査委員会)

第5 この要領に定める表彰を審査するため、別表のとおり宮城県土木部建設関連業務優秀技術者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 事業管理課長は、様式第1号を基に第3により対象となった管理技術者を記載した『宮城県土木部建設関連業務優秀技術者表彰候補者名簿』（以下「名簿」という。）を調製し、委員会に諮るものとする。
- 3 委員会は、名簿等に基づき審査し、表彰候補者を選定する。

(表彰の決定)

- 第6 土木部長は、委員会の審査の結果を踏まえ、被表彰者を決定するものとする。
- 2 土木部長は、前項の決定をしたときは、様式第2号により速やかに被表彰者に通知するものとする。

(表彰の方法)

- 第7 表彰は、土木部長が、宮城県土木部建設関連業務優秀技術者表彰式において、賞状を授与して行う。
- 2 前項の表彰には、副賞を添えることができるものとする。
- 3 第1項の規定による賞状は、様式第3号のとおりとする。

(表彰に係る事務分掌)

- 第8 この要領による事務は、土木部事業管理課が所掌するものとする。

(表彰の取消し)

- 第9 土木部長は、被表彰者及び所属する受注者に対し、表彰日までに第4第3号から第5号までに規定する欠格事項が生じた場合は、速やかに報告するよう求めるものとする。
- 2 土木部長は、被表彰者及び所属する受注者について、表彰日までに前項に規定する欠格事項に該当すると認めるときは、表彰の決定を取り消すものとする。

(罰則)

- 第10 被表彰者及び所属する受注者が第9第1項の規定による報告を怠った場合は、土木部長は表彰の決定を取り消すとともに、当該受注者を3か年の間、表彰の対象としないものとする。

(その他)

- 第11 この要領に定めるもののほか表彰の実施に関し、必要な事項は、土木部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

改正後の第3第1項第2号及び第3号並びに第4第1項第1号及び第2号の規定は、令和元年7月1日改正の成績考査を適用した建設関連業務に適用し、改正前の成績考査を適用した建設関連業務については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年7月6日から施行する。

【別表】（第5第1項関係）

宮城県土木部建設関連業務優秀技術者表彰審査委員会

1 組織

委員会の委員は、次のとおりとする。

委員長	土木部副部長（技術担当）
副委員長	事業管理課長
委員	土木総務課長
	用地課長
	道路課長
	河川課長
	防災砂防課長
	港湾課長
	空港臨空地域課長
	都市計画課長
	建築宅地課長
	住宅課長
	営繕課長
	設備課長

2 委員長等

- (1) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (2) 委員長が出席できない場合は、副委員長がその職務を代理する。

3 会議等

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 委員会の議事は、委員長が主宰する。
- (3) 委員会は、委員の2分の1以上をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 庶務

委員会の庶務は、土木部事業管理課において行う。

5 その他

委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(文書番号)

(通知日)

(会社名)

(管理技術者氏名) 殿

宮城県土木部長

宮城県土木部建設関連業務優秀技術者表彰決定

について (通知)

あなたは、宮城県土木部が発注した建設関連業務の実施に当たり、技術の研さんに努め、優秀な成果をおさめられた功績は誠に顕著であり、他の模範であります。

よって、宮城県土木部建設関連業務優秀技術者に決定されましたので通知します。

なお、本通知後、表彰日までに、別途定められた欠格事項に該当することとなった場合は、速やかに報告願います。

欠格事項に該当する場合は、当該表彰が取り消されます。また、欠格事項の報告を怠った場合は、当該表彰が取り消されるとともに、3か年の間、表彰の対象となくなりますので御留意願います。

記

1 対象業務

業務名称：

賞状

【部門】(表彰番号)

(会社名)

(管理技術者氏名) 殿

あなたは宮城県土木部が発注した建設関連業務
の管理技術者として技術の研さんに努め優秀な
成果をおさめられた功績は誠に顕著であり他の
模範であります

よって宮城県土木部建設関連業務優秀技術者

としてこれを賞します

(業務番号)

(業務名称)

(表彰月日)

宮城県土木部長 (部長名)